

デジタルトランスフォーメーション推進支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 デジタルトランスフォーメーション推進支援事業補助金（以下「補助金」という。）の交付については、公益財団法人室蘭テクノセンター補助金等交付規程（以下「規程」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(目的)

第2条 この補助金は、室蘭市内の中小企業がIoT、ロボット、AIを活用したシステム・機器等を導入、またはIT・情報サービス事業者のシステム開発により、現場等の課題解決や改善によって企業の生産性や付加価値の向上を図ることを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業基本法第2条第1項に定めるものをいう。
- (2) 補助事業者 第6条第1項に基づく交付決定の通知を受け、かつ第7条の規定に基づく申請の取下げを行わなかった者をいう。

(交付の対象及び補助率等)

第4条 補助金の対象となる事業（以下「補助事業」という。）、補助対象経費、補助率及び補助上限額は、別表1のとおりとする。

- 2 補助対象者は、室蘭市内に事業所を有する中小企業者とし、補助事業ごとに別表1のとおり定める。
- 3 第1項により算定した額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額をもって補助金の額とする。

(交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「交付申請者」という。）は、理事長に対し、補助金交付申請書（様式第1号）を、その定める期日までに提出しなければならない。

- 2 前項の補助金交付申請書に添付する規程第3条に規定する理事長が定める書類は、次の各号に掲げるものとする。
 - (1) 事業計画書（様式第2号）
 - (2) 予算書（様式第3号）
 - (3) 納税証明書（滞納がないことの証明書）

(交付の決定)

第6条 理事長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、予算の範囲内において交付決定を行い、補助金交付決定通知書（様式第4号）により交付申請者に通知するものとする。

(申請の取下げ)

第7条 交付申請者は、前条の規定による交付決定の通知を受けた場合において、当該通知に係る補助金の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、当該通知を受理した日から10日以内に申請の取下げをすることができる。

(補助事業の内容の変更)

第8条 補助事業者は、補助事業の内容の変更(補助対象経費の20%未満の増減である場合を除く。)をしようとするときは、あらかじめ変更承認申請書(様式第5号)を理事長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 理事長は、前項の申請に対し、申請事項を承認すべきものと認めたときは、変更承認通知書(様式第6号)により当該補助事業者に通知するものとする。

(補助事業の中止又は廃止等)

第9条 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ中止(廃止)承認申請書(様式第7号)を理事長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 理事長は、前項の申請に対し、申請事項を承認すべきものと認めたときは、中止(廃止)承認通知書(様式第8号)により当該補助事業者に通知するものとする。

(補助事業の遅延等の報告)

第10条 補助事業者は、補助事業を予定の期間内に完了することができないと見込まれるとき又は補助事業の遂行が困難になったときは、すみやかに遅延等報告書(様式第9号)を理事長に提出し、その指示を受けなければならない。

(実績報告)

第11条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、速やかに補助事業実績報告書(様式第10号)を理事長に提出しなければならない。

2 前項の実績報告書に添付する規程第9条に規定する理事長が定める書類は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 事業実施報告書(様式第11号)

(2) 決算書(様式第12号)

(補助金の額の確定等)

第12条 理事長は、前条の実績報告書の提出を受けた場合には、当該報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、確定通知書(様式第13号)により当該補助事業者に通知するものとする。

(補助金の支払)

- 第13条 補助金は前条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。ただし、別表1に掲げる事業のうち理事長が必要と認めたものに限り、概算払をすることができる。
- 2 補助事業者は、補助金の概算払を受けようとするときは、補助金概算払申請書(様式第14号)を理事長に提出しなければならない。
- 3 理事長は、前項の申請に基づき概算払をすることを決定したときは、補助金概算払通知書(様式第15号)により当該補助事業者に通知するものとする。

(その他)

- 第14条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は理事長が別に定める。

附則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

令和4年4月1日 一部改正

令和4年6月15日 一部改訂

別表 1

補助事業名	事業区分	補助対象事業	補助対象者	補助対象経費	補助率	補助上限額	備考
1.先端技術導入診断事業		ロボット・IoT・AI等の技術を活用し自社の課題解決や生産性向上に取り組みたい事業者が、先端技術導入の診断・提案を受け導入を検討する事業	中小企業者（製造業、建設業、卸売業、産業支援サービス業等 室蘭市産業振興条例に基づく業種）	コンサルタント費、消耗品費、賃借料、委託費、手数料、その他特に必要と認める経費	3/4 以内	30 万円	・コンサルタント費は必須 ・コンサルタントを行う個人事業主、および企業は事業内容の提出（パンフレット、ホームページ、過去の実績等）、または SIER 協会等会員、IT コーディネータ等の資格を有すること。
2.IoT 導入促進支援事業	(1) IoT 導入	自社の課題解決や生産プロセス・品質向上のために IoT ツール・システム等の導入を行う事業	中小企業者（製造業、建設業、卸売業、産業支援サービス業等 室蘭市産業振興条例に基づく業種）	ソフトウェア導入費、クラウド利用料、消耗品費、機械装置費、賃借料、委託費、手数料、その他特に必要と認める経費	3/4 以内	40 万円	
	(2) IoT 開発	室蘭市内の企業の課題解決に資する IoT ツール・システム等の試作開発を行う事業	中小企業者（情報サービス業）	消耗品費、委託料、賃借料、労務費、手数料、その他特に必要と認める経費	3/4 以内	80 万円	<ul style="list-style-type: none"> ・室蘭工業大学との共同研究、学術指導を伴う場合は、42 万円を限度として加算することができる。 ・労務費の計上は必須 ・委託費は補助額の 1/2 以下 ・補助対象者は IT 事業者としての事業実績を提示すること

なお、以下の経費は補助対象としない。

1. 消費税及び地方消費税相当分
2. 通信費について、既存事業部門との区別不可能な経費
3. 振込手数料
4. 事務処理用の PC、スマートフォン、タブレット端末等は対象外とする
5. その他不相当と認める経費

様式第1号

令和 年 月 日

公益財団法人室蘭テクノセンター

理事長 栗林 和徳 様

所在地

名称

(代表者役職)

(氏名)

印

デジタルトランスフォーメーション推進支援事業補助金交付申請書

デジタルトランスフォーメーション推進支援事業補助金交付要綱第5条第1項の規定に基づき、上記補助金の交付について、下記のとおり申請します。

記

1. 事業の名称、目的及び概要

事業区分

事業名称

目的

概要

2. 事業の開始及び完了予定日

開始 令和 年 月 日

完了 令和 年 月 日

3. 補助金交付申請額

円

4. 添付書類

(1) 事業計画書

(2) 予算書

(3) 納税証明書 (滞納のないことの証明書)

事業計画書

1. 申請者概要

企業名 (任意団体名)					
事業実施場所 所在地	※申請者所在地と異なる場所で実施する場合に記載 〒				
設立	年 月 日	資本金	万円	従業員数	人
業種					
連絡担当者	役職・氏名				
	Tel		E-Mail		
経営状況表		(2期前) 年 月～年 月		(1期前) 年 月～年 月	
	① 売上高		円		円
	② 経常利益		円		円
	③ 当期利益		円		円

2. 構成企業 (※任意団体の場合に記載してください。枠が不足する場合は適宜追加してください。)

企業名			
住所			
代表者	職名	職名	職名
	氏名	氏名	氏名
電話番号			
資本金			
従業員数			
業種			
本事業における役割			
摘要			

3. 事業の内容 別紙のとおり (※事業区分ごとに別に定める書式により作成すること)

デジタルトランスフォーメーション推進支援事業予算書

○事業区分等

事業区分			
補助率		補助上限額	円

○支出

科目	補助事業に 要する経費 (A)	補助対象経費 (B)	補助金交付 申請額 (B×補助率)	積算基礎
合計				

※「補助金交付申請額」は、「補助対象経費」に補助率を乗じた額とし、千円未満切捨てとする。

○収入

科目	補助事業に 要する経費	摘要
補助金		デジタルトランスフォーメーション推進支援事業補助金
自己資金		
合計		

テクノ(企)第 号
令和 年 月 日

法人名称

代表者(役職・氏名) 宛て

公益財団法人室蘭テクノセンター
理事長 栗林 和徳 印

デジタルトランスフォーメーション推進支援事業補助金交付決定通知書

令和 年 月 日付けで申請のありました上記補助金については、デジタルトランスフォーメーション推進支援事業補助金交付要綱第6条の規定に基づき下記のとおり交付することに決定したので、同条の規定に基づき通知します。

記

1. 補助事業の区分及び名称

事業区分

事業名称

2. 補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の額は、次のとおりとします。

補助事業に要する経費 円

補助対象経費 円

補助金の額 円

3. 交付の条件

- 事業の遂行にあたっては、公益財団法人室蘭テクノセンター補助金等交付規程及びデジタルトランスフォーメーション推進支援事業補助金交付要綱を遵守すること。
- 補助対象事業の内容を変更するときは、必要な書類を提出し、理事長の承認を受けなければならない。ただし、当該事業の目的に変更をきたさない場合で、補助対象経費の20パーセント未満の増減であるときは、この限りでない。
- 補助対象事業の執行を中止、又は廃止しようとするときは、速やかに理事長の承認を受けなければならない。
- 補助対象事業の遂行が困難となったときは、速やかに理事長に報告し、その指示を受けなければならない。
- 補助対象事業が完了したとき(廃止の承認を受けたときを含む。)は、速やかに必要な書類を提出

し、理事長に報告しなければならない。

(6) 次の各号のいずれかに該当するときは、この補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、当該取り消しに係る部分に関しすでに交付された補助金があるときは、その返還を命ずることがある。

① この補助金を他の目的に使用したとき。

② 補助対象事業の執行に関し、この補助金の交付の決定の内容、又はこれに附した条件に違反したとき。

③ 虚偽の申請その他不正な行為があったとき。

(7) 補助金の返還を命ぜられ、これを納期限までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、その納付額を控除した額。）につき年10.95パーセントの割合で計算した違約延滞金を公益財団法人室蘭テクノセンターに納付しなければならない。

令和 年 月 日

公益財団法人室蘭テクノセンター
理事長 栗林 和徳 様

所在地
名称
(代表者役職) (氏名) 印

補助事業変更承認申請書

デジタルトランスフォーメーション推進支援事業補助金交付要綱第8条の規定に基づき、補助事業の変更について、下記のとおり申請します。

記

1. 補助事業名
2. 変更の内容
3. 変更を必要とする理由
4. 変更後の補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の配分額（新旧対比）

	変更前	変更後
補助事業に要する経費	円	円
補助対象経費	円	円
補助金の額	円	円

テクノ(企)第 号
令和 年 月 日

(宛先)

法人名称及び代表者の氏名 宛て

公益財団法人室蘭テクノセンター
理事長 栗林 和徳 印

補助事業変更承認通知書

令和 年 月 日付けで申請のありました補助事業の変更については、デジタルトランスフォーメーション推進支援事業補助金交付要綱第8条第2項の規定に基づき、下記のとおり承認したので通知します。

記

1. 補助事業名

2. 承認の内容

令和 年 月 日付け補助事業変更承認申請書記載のとおり

3. 変更後の補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の配分額（新旧対比）

	変更前	変更後
補助事業に要する経費	円	円
補助対象経費	円	円
補助金の額	円	円

令和 年 月 日

(宛先)
公益財団法人室蘭テクノセンター
理事長 栗林 和徳 様

所在地
名称
(代表者役職) (氏名)

補助事業中止（廃止）承認申請書

デジタルトランスフォーメーション推進支援事業補助金交付要綱第9条の規定に基づき、補助事業の中止（廃止）について、下記のとおり申請します。

記

1. 中止（廃止）する補助事業名
2. 理由

様式第8号

テクノ(企)第 号
令和 年 月 日

法人名称及び代表者の氏名 宛て

公益財団法人室蘭テクノセンター
理事長 栗林 和徳 印

補助事業中止（廃止）承認通知書

令和 年 月 日付けで申請のありました補助事業の中止（廃止）については、デジタルトランスフォーメーション推進支援事業補助金交付要綱第9条第2項の規定に基づき、下記のとおり承認したので通知します。

記

1. 補助事業名

2. 承認の内容

令和 年 月 日付け補助事業中止（廃止）承認申請書記載のとおり

令和 年 月 日

公益財団法人室蘭テクノセンター
理事長 栗林 和徳 様

所在地
名称
(代表者役職) (氏名) 印

補助事業遅延等報告書

デジタルトランスフォーメーション推進支援事業補助金交付要綱第10条の規定に基づき、補助事業の遅延等について、下記のとおり報告します。

記

1. 補助事業名
2. 補助事業の進捗状況
3. 遅延等の理由
4. 遅延等に対する措置
5. 補助事業の遂行及び完了の予定

様式第10号

令和 年 月 日

公益財団法人室蘭テクノセンター
理事長 栗林 和徳 様

(補助事業者)

所在地

名称

(代表者役職) (氏名)

印

補助事業実績報告書

デジタルトランスフォーメーション推進支援事業補助金交付要綱第11条第1項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1. 補助事業名
2. 事業実施報告書 別紙のとおり
3. 補助事業の決算書 別紙のとおり
4. 口座振込の振込先
銀行名
支店名
口座種別
口座番号
口座名義人
(フリガナ)

事業実施報告書

1. 実施した補助事業の内容
2. 補助事業実施による効果
3. 備考

デジタルトランスフォーメーション推進支援事業決算書

○事業区分等

事業区分		
補助率		

○支出

科目	補助事業に要した経費		補助対象経費		補助金充当額		摘要
	計画額	実績額	計画額	実績額	交付決定額	実績額	
合計							

※補助金充当額の実績額は、補助対象経費の実績額合計に事業区分に応じた補助率を乗じて得た額と交付決定額のいずれか低い額とする。

○収入

科目	補助事業に要した経費	摘要
補助金		デジタルトランスフォーメーション推進支援事業補助金
自己資金		
合計		

テクノ(企)第 号
令和 年 月 日

法人名称及び代表者の氏名 宛て

公益財団法人室蘭テクノセンター
理事長 栗林 和徳 印

デジタルトランスフォーメーション推進支援事業補助金の額の確定通知書

令和 年 月 日付けで提出のありました上記補助金に係る実績報告書について、デジタルトランスフォーメーション推進支援事業補助金交付要綱第12条の規定に基づき、その内容を審査した結果、下記のとおり補助金の額を確定したので、同条の規定に基づき通知します。

記

1. 補助事業名

2. 補助金交付確定額

円